

まちの未来をつくる宅地開発を応援します！



長洲町宅地開発促進事業 補助金・奨励金のご案内



長洲町では、良好な宅地の供給を促進し、定住人口の増加につなげるため、宅地開発を行う「民間事業者」と、事業のために土地を提供する「土地所有者」を支援します。

2つの支援で、まちの宅地開発を力強くサポート！

支援①【民間事業者へ】民間宅地開発事業補助金

町内で一定規模以上の宅地開発事業を実施する民間事業者を対象に、補助金を交付します。

補助金額 1事業につき **300万円**

▶ 主な対象要件

対象者 宅地建物取引業者で、宅地開発事業を行う方

対象事業

- ✓ 一戸建て住宅の分譲を目的とした宅地開発
- ✓ 用途地域内(工業専用地域を除く)での開発
- ✓ 開発面積が **3,000㎡以上**
- ✓ 都市計画法の開発許可を受けていること。

※町税等の滞納がないことなどの要件があります。



支援②【土地所有者へ】土地提供奨励金

支援①の対象となる事業のために、所有する土地を民間事業者へ売却された方を対象に、奨励金を交付します。

奨励金額 土地売買代金の **5%**(上限 **50万円**)

▶ 主な対象要件

対象者 支援①の補助対象事業を行う民間事業者へ土地を売却した方

※町税等の滞納がないことなどの要件があります。

※共有地の場合は、持分に応じて按分します。

★詳しくは、[長洲町ホームページ](#)をご覧ください



〈問い合わせ先〉 長洲町役場 まちづくり課 定住促進係

TEL:0968-78-3219 FAX:0968-78-1092

E-mail:teijyu@town.nagasu.lg.jp